附則第三十五条第四項第一号中「第二十三条第一項第七号、第八号」を「第二十三条第一項（第七号から第九号まで」に、「、第二十四条の五第一項第二号、第三十四条第一項第十号の二」を「に係る部分に限る。）、第二十四条の五第一項（第二号に係る部分に限る。）、第三十四条第一項（第十号の二に係る部分に限る。）」に改め、同条第八項第一号中「第二百九十二条第一項（第七号から第九号まで」に、「、第二百九十五条第一項第二号」を「に係る部分に限る。）、第二百九十五条第一項（第二号に係る部分に限る。）」に、「第三百十四条の二第一項第十号の二」を「第三百十四条の二第一項（第十号の二に係る部分に限る。）」に改める。

附則第三十五条の二第四項第一号中「第二十三条第一項第七号、第八号」を「第二十三条第一項（第七号から第九号まで」に、「、第二十四条の五第一項第二号、第三十四条第一項第十号の二」を「に係る部分に限る。）、第二十四条の五第一項（第二号に係る部分に限る。）、第三十四条第一項（第十号の二に係る部分に限る。）」に改め、同条第八項第一号中「第二百九十二条第一項（第七号から第九号まで」に、「、第二百九十五条第一項第二号」を「に係る部分に限る。）、第二百九十五条第一項（第二号に係る部分に限る。）」に、「第三百十四条の二第一項第十号の二」を「第三百十四条の二第一項（第十号の二に係る部分に限る。）」に改める。

附則第三十五条の三の二第一項中「非課税上場株式等管理契約（以下この条において「非課税累積投資契約」という。）」の下に「又は同項第四号に規定する非課税累積投資契約（以下この条において「非課税口座内上場株式等」という。）」を加え、「同条第五項第一号」を「同法第三十七条の十四第五項第一号」に、「。以下この条」を「。以下この項及び第四項」に改め、同条第二項中「、非課税口座」を「、同条第五項第三号に規定する非課税管理勘定（以下この項及び第五項において「非課税管理勘定」という。）又は同項第五号に規定する累積投資勘定（以下この項及び第五項において「累積投資勘定」という。）に改め、「非課税上場株式等管理契約」の下に「又は非課税累積投資契約」を、「の払出しがあつた」の下に「非課税管理勘定が設けられている」を加え、「の取得をした」を「を取得した」に改め、同条第五項中「、非課税口座」を「、非課税管理勘定又は累積投資勘定」に改め、「非課税上場株式等管理契約」の下に「又は非課税累積投資契約」を、「非課税口座内上場株式等の払出しがあつた」の下に「非課税管理勘定又は累積投資勘定が設けられている」を加え、「の取得をした」を「を取得した」に改める。

附則第三十五条の三の三第二項中「、未成年者口座」を「、同条第五項第三号に規定する非課税管理勘定（以下この条において「非課税管理勘定」という。）又は同項第四号に規定する継続管理勘定（以下この条において「継続管理勘定」という。）」に改め、「の払出しがあつた」の下に「非課税管理勘定が設けられている」を加え、「の取得をした」を「を取得した」に改め、同条第三項第二号中「掲げる」を「規定する他の保管口座（第八項において「他の保管口座」という。）又は非課税管理勘定若しくは継続管理勘定への」に改め、同条第七項中「、未成年者口座」を「、非課税管理勘定又は継続管理勘定」に改め、「未成年者口座内上場株式等の払出しがあつた」の下に「非課税管理勘定又は継続管理勘定が設けられている」を加え、「の取得をした」を「を取得した」に改め、同条第八項第二号中「租税特別措置法第三十七条の十四の二第四項第一号に掲げる移管（同条第五項第二号へ(1)」を「他の保管口座又は非課税管理勘定若しくは継続管理勘定への移管（租税特別措置法第三十七条の十四の二第五項第二号へ(1)」に改める。

附則第三十五条の三の四第二項中「第三十七条の十四第一項」を「第三十七条の十四第一項（第七号から第九号まで」に、「、第二十四条の五第一項（第二号に係る部分に限る。）、第三十四条第一項（第十号の二に係る部分に限る。）」に改め、同条第五項第一号中「第二百九十二条第一項（第七号から第九号まで」に、「、第二百九十五条第一項第二号」を「に係る部分に限る。）、第二百九十五条第一項（第二号に係る部分に限る。）」に、「第三百十四条の二第一項第十号の二」を「第三百十四条の二第一項（第十号の二に係る部分に限る。）」に改める。

附則第三十五条の四第二項第一号中「第二十三条第一項第七号、第八号」を「第二十三条第一項（第七号から第九号まで」に、「、第二十四条の五第一項第二号、第三十四条第一項第十号の二」を「に係る部分に限る。）、第二十四条の五第一項（第二号に係る部分に限る。）、第三十四条第一項（第十号の二に係る部分に限る。）」に改め、同条第五項第一号中「第二百九十二条第一項（第七号から第九号まで」に、「、第二百九十五条第一項第二号」を「に係る部分に限る。）、第二百九十五条第一項（第二号に係る部分に限る。）」に、「第三百十四条の二第一項第十号の二」を「第三百十四条の二第一項（第十号の二に係る部分に限る。）」に改める。

附則第三十八条を次のように改める。

第三十八条　当分の間、国民健康保険を行う国民健康保険法附則第七条第一項に規定する退職被保険者等所属市町村（一部事務組合又は広域連合を設けて国民健康保険を行う場合には、当該一部事務組合又は広域連合に加入している同項に規定する退職被保険者等所属市町村。次条において「退職者所属市町村」という。）における第七百三条の四の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三項	標準基礎課税総額（	一般被保険者（国民健康保険法附則第七条第一項に規定する退職被保険者等（以下この条において「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下この条において同じ。）に係る標準基礎課税総額（
第三項第一号イ	被保険者	一般被保険者
第三項第一号ヘ	の額	の額（退職被保険者等に係る国民健康保険法の規定による療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額を除く。）
第三項第二号ニ	国民健康保険法	国民健康保険法附則第九条第一項の規定により読み替えられた同法
第五項	基礎課税額	一般被保険者に係る基礎課税額
	当該	一般被保険者である
	その	納税義務者の
	被保険者につき	一般被保険者につき
	とする	とする。この場合において、一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属するときは、当該世帯は一般被保険者の属する世帯とみなして、世帯別平等割額を算定するものとする
第六項及び第八項	被保険者	一般被保険者
	基礎課税額を	一般被保険者に係る基礎課税額を
	被保険者の	一般被保険者の
第九項	被保険者が属する	一般被保険者が属する
第十項第一号	の基礎課税額	又は附則第三十八条の二第一項の基礎課税額（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、第五項の基礎課税額と同条第一項の基礎課税額との合算額）
第十一項		